

## 盛岡市営建設工事総合評価落札方式競争入札実施要領

(平成 20 年 7 月 22 日市長決裁)

改正 平成 21 年 4 月 1 日決裁 平成 30 年 2 月 14 日決裁  
平成 23 年 4 月 14 日決裁 令和 2 年 2 月 17 日決裁  
平成 24 年 3 月 21 日決裁 令和 2 年 9 月 25 日決裁  
平成 26 年 3 月 24 日決裁  
平成 27 年 3 月 11 日決裁

### (趣旨)

第 1 この要領は、盛岡市営建設工事請負契約において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第 2 総合評価落札方式の対象工事は、発注金額（消費税額及び地方消費税額込みの設計額）130 万円以上の工事のうち、第 4 及び第 5 の規定により決定された工事とし、当該工事の入札方式は、市営建設工事請負契約競争入札事務取扱要領（平成 12 年 5 月 25 日市長決裁）第 4 第 1 項の規定によるものとする。

### (落札者決定基準の策定)

第 3 工事担当課等の長は、政令第 167 条の 10 の 2 第 3 項の規定に基づき、あらかじめ当該入札に係る申込のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を策定しなければならない。

### (判定委員会の審査)

第 4 工事担当課等の長は、総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、事前に実施の適否、落札者決定基準等について、総合評価落札方式判定委員会（以下「判定委員会」という。）の審査を受けるものとする。

2 工事担当課等の長は、第 9 に規定する技術評価点の採点案を作成したときは、判定委員会の審査を受けるものとする。

### (学識経験者の意見聴取)

第5 政令第167条の10の2第4項の規定に基づき、総合評価落札方式による入札の実施の適否及び落札者決定基準について決定しようとするときは、2人以上の学識経験者を選任し、会議その他の方法により当該学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 前項の意見聴取を行うときは、政令第167条の10の2第5項の規定に基づき、落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて併せて意見を聴取するものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ意見聴取を行うものとする。

(入札実施の決定)

第6 工事担当課等の長は、第4第1項の審査を経た後、入札の実施について決定するものとする。

(入札手続)

第7 総合評価落札方式により入札を行おうとする場合において、この要領に定めのない事項については、市営建設工事請負契約競争入札事務取扱要領及び盛岡市競争入札参加者心得（昭和47年4月1日市長決裁）の定めるところによる。

(入札公告)

第8 総合評価落札方式による入札を実施しようとするときは、入札公告において、盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）第103条に規定する事項のほか、次の事項を掲げるものとする。

- (1) 総合評価落札方式による工事である旨
- (2) 総合評価落札方式に係る落札者決定基準に関する事項
- (3) その他総合評価落札方式に関する事項

(評価の方法)

第9 総合評価落札方式による評価は、次のとおりとする。

- (1) 総合評価点 価格評価点と技術評価点を総合した数値
- (2) 価格評価点 入札額に基づいて算定した数値
- (3) 技術評価点 施工能力等から算定した数値

2 総合評価点の算定は、次に定める方式とし、技術評価点の算定方法については別に定める。

総合評価点 =  $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) + \text{技術評価点}$

(入札価格 ÷ 予定価格の数値は、小数点以下第5位を四捨五入)

(技術提案等資料の提出)

第10 入札参加希望者は、技術提案等資料を入札公告に示した受付期限までにあらかじめ提出す

るものとする。なお、提出を要する様式は入札公告において示すものとする。

- 2 提出された技術提案等資料は、返却しないものとする。また、提出後の技術提案資料の変更は、認めないものとする。

(調査基準価格及び失格基準価格)

第 11 総合評価落札方式による入札の実施に当たっては、政令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定に基づき、調査基準価格及び失格基準価格を設定するものとする。

- 2 調査基準価格は、盛岡市低入札価格調査制度実施要領（平成 30 年 2 月 14 日市長決裁。以下「要領」という。）第 4 の規定の例により算出した額とする。
- 3 失格基準価格は、前項の調査基準価格に 100 分の 95 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。）とする。
- 4 総合評価落札方式においては、失格基準価格未満の金額の入札をした者を失格とし、落札者とししないものとする。

## 第 12 削除

(落札者決定の方法)

第 13 落札者を決定しようとするときは、次の要件に該当する入札者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札公告等において定めた入札参加資格等を全て満たしていること。
  - (2) 入札参加者が提出した申請書等が、入札公告において明らかにした要求要件のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。
  - (3) 入札価格が調査基準価格未満で失格基準価格以上の価格の場合は、要領第 8 に規定する数値的判断基準による判定により失格とならないこと。
  - (4) 標準型及び簡易型工事にあつては、前 3 号の条件を満たしかつ要領第 10 に規定する低入札価格調査により調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められること。
- 2 第 5 第 2 項の意見聴取において、落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた工事にあつては、技術評価点を算定した後すみやかに学識経験者の意見を聴取するものとする。
  - 3 総合評価点と同点の落札候補者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第 14 第 13 の規定により落札者を決定したときは、盛岡市市営建設工事等に係る入札及び契約の過程に関する事項等の公表について（昭和 57 年 7 月 1 日市長決裁）の規定に基づき公表するものとする。

（書類の作成費用）

第 15 入札参加者が提出する書類の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

（適正な履行の確保）

第 16 施工計画及び施工能力等に関する技術提案等資料のうち、技術提案に該当するものは請負契約の内容とすることによりその実施を確保するものとする。ただし、工事担当課等の長の指示により採用しなかった技術提案については、この限りでない。

- 2 落札者が、技術提案を当該工事において実現しない場合は、文書により改善指示を行うこととし、その結果は工事成績評定に反映させる。ただし、工事担当課等の長がやむを得ないと認めた場合又はその指示により採用しなかった場合についてはその限りでない。
- 3 技術提案等資料に関し虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約前にあつては当該落札者と契約を締結せず、契約後にあつては盛岡市工事請負契約約款第 43 条第 1 項第 5 号に基づき当該契約を解除できるものとする。

（技術提案等の使用及び保護）

第 17 技術提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものについてはこの限りでない。

（秘密の保持）

第 18 総合評価落札方式に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された資料等は、公表しないものとする。

- 2 学識経験者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第 19 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 22 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日決裁）

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 14 日決裁）

この要領は、平成 23 年 4 月 14 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 21 日決裁）

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日決裁）

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 11 日決裁）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 14 日決裁）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 17 日決裁）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 25 日決裁）

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。